



埼玉県報

第 701 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 13 日
金曜日

目次

規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 県営土地改良事業下増田地区（区画整理事業）の工事完了（大里農林振興センター）
- 神鳥荻島土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 住民監査請求に係る監査結果の公表（監査第一課）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）
- 外来魚の再放流禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一二四

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮）」の下に「、大宮東」を加える。

附 則

この規則は、令和八年三月十九日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

久場 潔実	荒木 章之	中村 かおる	村上 信行	小野 千尋	医師の氏名
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	視覚障害	視覚障害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害	指定障害区分
耳鼻咽喉科	眼科	眼科	小児科	外科・健診センター	診療科名
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人康久会 たにかわ眼科クリニック	医療法人社団和風会 所沢中央病院	社会福祉法人東埼玉中川の郷療育センター	医療法人三和会 東鷲宮病院	医療機関の名称
上尾市柏座一―十一	入間市東町七―十四―十二	所沢市くすのき台三―十八―一	北葛飾郡松伏町下赤岩二百二十二	久喜市桜田二―六―五	医療機関の所在地
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十二日	令和四年四月一日	指定年月日

大塚 尚志	海津 伶	渡邊 修	百武 佑理	中屋 亮彦
聴覚障害	音声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 害、そしやく機能障害、 肢体不自由、呼吸器機能障害	音声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 害、そしやく機能障害、 肢体不自由	平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 肢体不自由	そしやく機能障害、 肢体不自由
耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	リハビリテーション科	脳神経外科	脳神経内科
所沢耳鼻咽喉科	埼玉医科大学国際医療センター	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	北里大学メディカルセンター	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター
七 所沢市久米五百五十一	七 日高市山根千三百九十七	新座市東北一七一二	北本市荒井六一百	朝霞市溝沼千三百四十一
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日

菅原 三和	魚谷 恭太郎	木内 仁志	須藤 七生	小河原 隼
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害	聴覚障害
神経内科	脳神経内科・内科	リハビリテーション科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
医療法人社団協友会 埼玉回生病院	医療法人社団侑苾会 きらり・ヘルスケアクリ ニツク	埼玉みさと総合リハビリ テーション病院	医療法人慶裕会 わらび 駅前耳鼻咽喉科クリニック	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院
八潮市大原四百五十五	富士見市山室一―千三百十三	三郷市新和五―二百七	蕨市塚越一―六―十四 第一商事ビル二階	戸田市本町一―十九―三
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日

坂本 圭	黒川 幸子	古賀 健史	富岳 亮	梶川 慶太
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
科 内科・呼吸器内	脳神経内科、内 科、リハビリテ ーション科	小児科	神経内科	整形外科
川診療所朝霞台	医療法人社団武蔵野会 狭山神経内科病院	社会医療法人 熊谷総 合病院	地方独立行政法人埼玉 県立病院機構 埼玉県 立循環器・呼吸器病セン ター	防衛医科大学校病院
十六 朝霞市東弁財一―二―	狭山市加佐志六十五	熊谷市中西四―五―一	六 熊谷市板井千六百九十	所沢市並木三―二―
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日

金子 嘉志	中井 大介	清宮 綾子	関 時宏	見上 真吾
じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
腎臓内科	内科	小児科	整形外科	脳神経内科
医療法人埼玉友会 埼玉 草加透析クリニック	新座ほほえみクリニック	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人至大会 さくら 整形外科	埼玉医科大学病院
草加市松原二―一―三	新座市東北二―二十九 ―十一石塚ビル三階	富士見市鶴馬千九百六 十七―一	草加市谷塚上町二百三 十五―一	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日

石田 輝明	高木 翔太	有馬 博	隈部 威道	江浦 瑠美子
呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
呼吸器外科	泌尿器科	腎臓内科	循環器科	泌尿器科
春日部市立医療センター	医療法人徳洲会 羽生 総合病院	医療法人社団富家会 富 家病院	医療法人社団啓守会 飯田医院	社会医療法人財団石心 会 さやま総合クリニック
春日部市中央六一七一	羽生市下岩瀬四百四十 六	ふじみ野市亀久保二千百 九十七	ふじみ野市駒林元町二一 一三十七	狭山市入間川四一十五 一二十五
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日

重原 健吾	林 洋一	宮成 淳	上野 陽介	島内 貴弘
肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
外科・消化器科	外科	外科	外科・消化器外科	外科
本庄総合病院	医療法人早仁会 久喜 メデイカルクリニック	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 新久喜総合 病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 所沢美原総 合病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 所沢美原総 合病院
本庄市北堀千七百八十	久喜市下早見千百八十 三―一	久喜市上早見四百十八 ―一	所沢市美原町二―二千 九百三十四―三	所沢市美原町二―二千 九百三十四―三
令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日	令和八年二月十七日

矢野 良和	柳 富子
肢体不自由	免疫機能障害
整形外科	内科、血液内科
のぞみリハビリテーション病院	社会医療法人社団 堀ノ内病院
千七百七十	新座市堀ノ内二一九一三十一
令和八年三月一日	令和八年二月十七日

告 示

埼玉県告示第百六十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

大山 満	菊地 俊介	小林 良樹	野水 眞	富岡 秀行	医師の氏名
肢体不自由	視覚障害	心臓器機能障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして、機能障害、肢体不自由	心臓器機能障害	指定障害区分
大山クリニック	社会医療法人 熊谷総合病院	医療法人一晃会 小林病院	医療法人財団健和会 みさと健和病院	医療法人道心会 草加循環器クリニック	医療機関の名称
一 飯能市川寺四百八十八ー	熊谷市中西四ー五ー一	入間市宮寺二千四百十七	四ー一 三郷市鷹野四ー四百九十四ー一	2F 草加市氷川町二千百三十一ー六ヒルズコート 1F	医療機関の所在地
令和七年十二月十四日	令和七年十二月十三日	令和七年八月二日	令和七年四月一日	令和七年二月二十五日	辞退年月日

<p>久我 堯</p>	<p>黒木 崇文</p>	<p>森崎 善久</p>	<p>加藤 高行</p>
<p>聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害</p>	<p>心臓機能障害</p>	<p>ぼうこう又は直腸機能障害</p>	<p>聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害</p>
<p>医療法人 久我クリニック</p>	<p>社会医療法人社団埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院</p>	<p>社会医療法人社団埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院</p>	<p>医療法人社団協友会 八潮中央総合病院</p>
<p>所沢市日吉町八一十一</p>	<p>所沢市美原町二―二千九百三十四―三</p>	<p>所沢市美原町二―二千九百三十四―三</p>	<p>八潮市南川崎八百四十五</p>
<p>令和八年三月一日</p>	<p>令和八年二月二十九日</p>	<p>令和八年一月二十六日</p>	<p>令和七年十二月三十一日</p>

告 示

埼玉県告示第百六十一号

県営土地改良事業下増田地区（区画整理事業）の工事を令和七年十二月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、神鳥荻島土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	戸ヶ崎 清二	埼玉県羽生市大字中手子林二千百五十九番地
同	萩原 和夫	同 喜右エ門新田千四百十五番地
同	中本 万里江	同 同 千百二十三番地
同	長谷川 祐司	同 北荻島百八十三番地
同	宇野木 才市	同 同 百四十九番地
同	久保 州司	同 喜右エ門新田三百六十九番地口
同	中田 秀樹	同 同 四百十五番地
同	荻 実	同 北荻島三百十二番地
同	岡田 精三	同 喜右エ門新田千四百八十二番地
同	小菅 和美	同 同 東三丁目四十一番三号
同	秋山 秀樹	同 大字喜右エ門新田千三百七十六番地
同	長島 一代	同 北荻島八百二十八番地
監事	笈川 容彰	同 同 喜右エ門新田六百九十七番地
同	五月女 友久	同 同 今泉千百六十四番地
同	田中 時男	同 同 行田市大字小針三千四百四十番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	戸ヶ崎 清二	埼玉県羽生市大字中手子林二千百五十九番地
同	萩原 和夫	同 喜右エ門新田千四百十五番地
同	関根 康雅	同 同 千八十一番地
同	荻 実	同 北荻島三百十二番地
同	長谷川 祐司	同 同 百八十三番地
同	岡田 精三	同 同 喜右エ門新田千四百八十二番地
同	久保 州司	同 同 三百六十九番地口
同	中田 秀樹	同 同 四百十五番地

理事	秋山秀樹	埼玉県羽生市大字喜右工門新田千三百七十六番地
同	小菅正充	同 同 千五百三十四番地
同	宇野木才市	同 同 北荻島百四十九番地
同	北照雄	同 同 七百九十番地
監事	松本和記	同 同 喜右工門新田千七十六番地
同	五月友久	同 同 今泉千百六十四番地
同	田中時男	行田市大字小針三千四百四十番地一

告示

埼玉県告示第百六十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積	
所在及び地番	地目 面積（平方メートル）
埼玉県加須市今銚字金山四百三十八番	田 五〇一・〇〇
埼玉県加須市中ノ目字雁淵九百番二	田 一七三・〇〇
埼玉県加須市杓子木字堤外六百八十六番一	田 二、二五五・〇〇

二 利用権の内容等			
所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間
埼玉県加須市今銚字金山四百三十八番	田	令和八年七月一日	十年 六千四百七十円
埼玉県加須市中ノ目字雁淵九百番二	田	令和八年七月一日	十年 六千二百十円
埼玉県加須市杓子木字堤外六百八十六番一	田	令和八年七月一日	十年 〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地

公益社団法人埼玉農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年九月五日、農地法第三十条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方務局において、補償金の還付を受けることができる。

告示

埼玉県告示第百六十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸 七百九十一番一	田	一、二一六・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百 四十五番五	畑	八四三・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字金屎千百 六十七番	畑	九三五・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二 百七十九番	畑	四四二・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二 百八十番	畑	五三三・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二 百八十四番	畑	一、六八九・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中田三百 七十八番二	田	一、〇九五・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木 四百八十三番一	田	一、一一八・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木 四百八十三番二	田	九五・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中原千 二百八十四番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中原千 二百八十番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中原千 二百七十九番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字金屎千 百六十七番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字女堀八 百四十五番五	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字丑ヶ谷 戸七百九十一 番一
畑	畑	畑	畑	畑	田
令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日
十年	十年	十年	十年	十年	十年
〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中田三 百七十八番二	田	令和八年 七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字諏訪ノ 木四百八十三 番一	田	令和八年 七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字諏訪ノ 木四百八十三 番二	田	令和八年 七月一日	十年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年九月十六日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和八年三月十三日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の受付

本件請求の受付日は、令和8年1月14日である。

なお、議員別に2件の請求書を受け付けたが、請求の対象となる県の財務会計行為が同一であるため、1つの請求として統合して対応するものとした。

3 請求の内容（請求書原文（添付資料参照）について、項目番号を付して整理した。）

(1) 小島信昭議員の車両リース契約について

ア 請求の要旨

(ア) 令和4年4月8日付で、埼玉県議会 小島信昭議員（以下「小島議員」という。）が自身の息子が代表を務める「有限会社コジマガレージ」を代理店として締結した、トヨタ・プリウス PHV（最上級グレード「Aプレミアム」、フルオプション仕様）の車両リース契約（5年・60回払い、月額86,350円、総額5,181,000円）について、そのリース料を埼玉県知事（以下「知事」という。）が政務活動費から現在も継続的に支出している行為。

(イ) 利益相反および公金還流の疑い：小島議員本人が居住する住所に登録され、かつ実子が代表を務める会社に対し、比較検討（相見積もり）を行うことなく高額な契約を結び、親族に公金を還流させている。

(ウ) 支出の妥当性の欠如：議員の調査研究活動に不要な「Aプレミアム最上級グレード」、モデリスタ製の「エアロパーツ」「18インチアルミホイール」およびホイール交換に伴う本来必要のなかった「タイヤ」等の装飾品、嗜好性の高いオプションを公金で賄っており、必要最小限の原則を逸脱している。

(エ) 不当な利益供与の設計：市場価値より低い残価設定等により、リース期間終了後に当該車両を安価に親族会社へ取得させ、転売利益

を得させることを目的とした契約（背任的行為）の疑いがある。

（オ）月額 86,350 円のリース料は非常に高額であり、通常の議員活動に必要な車両リースの相場を大幅に超過するリース料の支払いを継続しており、本来支出する必要のない公金（埼玉県予算）が不当に支出され、県に多大な損害を与えている。

（カ）「損害」の考え方

本来は 2～3 万円で済むリース代を、身内の会社を通すことで 5 万円以上上乗せして支払い続けている。この差額×60 ヶ月分が、県が本来支払う必要のなかった確定的な損害である。

イ 請求する措置の内容

（ア）当該車両リース契約に係る政務活動費支出の妥当性について厳格な監査を実施すること。

（イ）不当と認められる支出（装飾パーツ代、高級グレード加算分、および親族会社への過剰な手数料等）の全額を、小島議員に対し返還請求すること。

（ウ）今後、親族への利益還流を招く支出を差し止める是正措置を講じること。

（エ）制度の不備を是正するための具体的ガイドラインの策定：今後の再発防止策として、以下の事項を含む厳格な運用指針（ガイドライン）を策定することを求める。

- ・車種・グレードの制限：政務活動に真に必要な範囲を超えた高級車（最上級グレード等）の禁止。

- ・オプション品の除外：エアロパーツ、高価なホイール等の装飾・嗜好品の公金支出禁止の明文化。

- ・支出上限額の設定：埼玉県内における一般的な車両リース相場を基準とした、政務活動費からの支出上限額の設置。

- ・親族取引の禁止：議員の親族またはその支配下にある法人への公金支出の禁止、または特別な理由がある場合の公開義務化。

（オ）法的責任の追及および刑事告発：本件は単なる不当支出にとどまらず、公金を用いた親族会社への「公金還流」の疑いが濃厚である。したがって、県に損害を与えたことに対する背任罪または受託収賄罪の成立も視野に、埼玉県として警察・検察当局への刑事告発を含む厳正な法的処置を講じることが検討すること。

(2) 齊藤邦明議員の車両リース契約について

ア 請求の要旨

(ア) リース料支払い明細書（2021年2月5日発行 支払い2025年1月まで）。埼玉県議会 齊藤邦明議員（以下「齊藤議員」という。）が、株式会社セディナオートリースと締結した「トヨタ・GR ヤリス（グレード：RS）」の車両リース契約（4年・48回払い、月額79,530円、総額3,817,440円）に基づき、そのリース料を知事が「政務活動費」として支出している行為。

(イ) 車種選定の著しい不当性：当該車両（GR ヤリス）はモータースポーツ参戦を主眼に開発された3ドアのスポーツカーであり、後部座席の乗降性や積載能力が極めて低い。議員の調査研究、陳情対応、資料運搬といった「政務活動」における実用性が著しく欠如しており、「議員活動」には不向きである。よって、社会通念上、公金支出の対象として妥当性を欠く。

(ウ) 公務に関係のない過剰なオプション支出：契約内容には「インテリアイルミネーション」「特別仕様カラー（プレシヤスブラックパール）」「シートヒーター」等の嗜好性の高いオプションが含まれている。さらにフルメンテナンス契約の「リース料に含まれる費用」にメンテナンスが含まれているが、スポーツカー特有の高額な消耗品（ハイグリップタイヤや高性能ブレーキなど）の費用が公金で賄われている可能性があり、これらは公務の遂行に一切寄与しない「個人の快適性・趣味」のための装備であり、これらを公金で賄うことは、地方自治法が求める「最小の経費で最大の効果」の原則に反し、裁量権の逸脱・濫用である。

(エ) 私的資産形成の疑い：「残価の清算：無」と記載されている。これは「クローズドエンド契約」と呼ばれ、リース終了後に所有権が齊藤議員（または関係者）に移転する可能性は十分にある。GR ヤリスのような「リセールバリュー（再販価値）」が高い車両を公金リースし、終了後に齊藤議員個人や関係者で安く買い取るスキームである疑いがある。希少性が高く中古車市場での価値（リセールバリュー）が維持されやすいスポーツカーに対し、公金で多額のリース料（車両代金の大部分）を支払い、かつ高額なオプションを付帯させる行為は、リース終了後に齊藤議員個人や関係者が当該車両を安価

に取得・転売することを可能にする「私的資産形成」への加担の疑いが濃厚である。これは、さいたま地裁（平成29年8月30日）等の判例が禁ずる資産形成目的の支出にあたり違法である。

(オ) 議員活動に本来必要な実用車のリース相場（月額2～3万円程度）を大幅に超過するリース料を支出し続けており、その差額分および公務に関係のないオプション経費相当額について、埼玉県に損害を与えている。

イ 請求する措置の内容

(ア) 当該車両リース契約に係る政務活動費支出の妥当性について厳格な監査を実施すること。

(イ) 不当な支出（過剰なオプション代、スポーツカー選択による超過分等）の全額を、齊藤議員に対し返還請求すること。

(ウ) 今後の是正措置として、政務活動費による車両支出に関し、スポーツカー等の嗜好性の高い車種の禁止、および装飾的オプションの支出除外を明文化した厳格なガイドラインを策定すること。

(エ) 本件契約終了後における当該車両の所有権移転状況を精査し、公金による私的資産形成の事実が確認された場合、不当利得としてその全額の返還を請求すること。

(オ) 法的責任の追及および刑事告発：本件は単なる不当支出にとどまらず、転売利益や私的取得を見越した「私的資産形成」が行われている疑いがある。については、監査の結果その事実が確認された場合、県に損害を与えたことに対する背任罪の成立も視野に、埼玉県として警察・検察当局への刑事告発を含む厳正な法的措置を講じることを検討すること。

(カ) 特記事項

・「残価の清算：無」という形式を隠れ蓑にし、リース終了後に議員本人が優先的に買い取る「実質的な割賦販売（ローン）」ではないか。リース期間終了後の車両の行方（売却先・取得者）を特定し、公金によって蓄積された車両価値が個人に還流していないか。

・リース期間中に公金で代金の大部分を支払い、終了時に齊藤議員個人や関係者が「著しく有利な条件」でその車を取得できる状態にあるならば、それは「将来の私的資産形成を目的とした公金支出」として疑うべきである。

第2 監査委員の除斥

本件請求については、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2に定める直接の利害関係者に当たるため、除斥とした。

第3 請求の要件審査

令和8年1月21日、監査委員会議を開催し、本件請求が法第242条第1項に定める要件を備えているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

法第242条第2項により、知事が議会各会派に対して交付した政務活動費のうち、請求日から過去1年以内に支出されたものが、住民監査請求の対象となるため、令和6年度の県の政務活動費に係る支出のうち、請求人が措置請求するものを監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局を監査対象機関とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述の要旨

令和8年2月4日、法第242条第7項の規定に基づき、請求人の陳述の聴取を行った。その際、請求人の希望により執行機関は立ち会っていない。

陳述の要旨は次のとおりであった。

ア 小島議員の車両リース契約について

本件の最大の問題は、小島議員が自身の親族が経営する「有限会社 コジマガレージ」を取引先とし、政務活動費という公金を、実質的に自身の支配下にある親族資本へ還流させている点にある。

利益相反の常態化についてだが、公金を親族会社へ支出する行為は、それ自体が政治倫理にもとるだけでなく、取引の透明性を著しく欠くものである。

二重の利益獲得については、親族会社を介在させることで、中間マ

ージンや整備費用による公金の直接的な吸い上げに加え、後述する車両本体の「含み益」までも私物化する構造が構築されている。

小島議員が選定した車両は、実用的かつ比較的安価な汎用ハイブリッド車（プリウス）ではなく、より高額な「プリウスPHV（プラグインハイブリッド）」であり、さらにその中でも最上級グレードである「Aプレミアム」である。

過剰な贅沢装備について、公務において一切不要な「太陽電池充電システム（ソーラーパネル）」や、個人の趣味嗜好で選定された「社外アルミホイールおよびタイヤ」といった高額な装備が、県民の税金によって賄われている。

最小の経費の原則の逸脱についてだが、実用性を超えた最上級グレードの選択と、趣味的パーツの装着を、法第2条第14項が定める「最小の経費」を無視して県民に負担させている点は、極めて悪質である。

小島議員の契約には「残価設定」が存在するが、その実態は極めて不当である。

不当に低い残価設定については、親族会社であるコジマガレージが、中古市場の実勢価格よりも不当に低い残価を設定している。これにより、県民が支払うリース料（＝車両代金の補填）を不当に高額化させている。

転売利益の親族への移転についてだが、残価を低く設定すれば、リース終了後に親族会社は当該車両を市場価格より「格安」で引き取ることが可能となる。その車両を適正な中古市場で転売すれば、その差額（利益）はすべて親族会社に帰属する仕組みである。

公金による資産の磨き上げについては、フルエアロパーツや社外ホイール等の過剰なオプションを公金で装着している。これらはすべて、リース終了後に親族会社が手にする車両の「転売価格」を、県民の税金を使って高めていることに他ならない。

本件は、最高裁まで争われ確定した平成28年（行ウ）第2号 さいたま地裁「政務活動費返還請求等事件」判決の趣旨を完全に無視している。この判例の趣旨は、「公金を使って議員個人または親族が実質的な資産を得ることは違法である」という点にある。

脱法的な運用については、形式的に残価を設定していても、それが親族会社による恣意的な「格安設定」であるならば、実態は判例が禁

じた公金による資産形成そのものである。

所有権帰属の原則についてだが、リース料の大部分を県民が負担している以上、その車両が持つ「真の市場価値」は、支払者である埼玉県に帰属すべきである。これを親族会社に享受させる契約は、埼玉県に対する明白な背任行為である。

最高裁まで争われた判例すら無視し、「ガイドラインがないから何でも車種は許される」と強弁する態度は、県民に対する背任行為の極みである。

不当に支出された公金の全額返還勧告について、私的資産形成のためであり、政務活動費として一切認められるべきではない。

親族会社「コジマガレージ」との不当な取引実態、および残価設定の妥当性に関する徹底調査と、「親族会社が介在し、市場価値を県に帰属させない契約」の全面禁止を希望する。

イ 齊藤議員の車両リース契約について

齊藤議員が選定した「GRヤリス」は、トヨタが「世界ラリー選手権」というモータースポーツで勝つために開発した、事実上の「競技用車両」を市販化したスポーツカーである。

実用性の完全な欠如についてだが、3ドア構造、極端に狭小な後部座席、バケット形状のシート、競技走行を前提とした硬い足回り。これらは高齢者を含む地域住民の送迎や、資料を広げての車内作業といった「県議会議員の公務」に、およそ不向きなスペックである。

私的趣味の優先についてだが、このような車両を「移動の手段」として選定することは、公務遂行の合理性を完全に無視し、齊藤議員個人の「趣味」を県民の税金で充足させていると言わざるを得ない。

証拠として提出された契約資料から、驚くべき公金の浪費が判明している。

公務に一切不要な装飾オプションについて、「特別仕様のボディカラー（プレシヤスブラックパール）」、演出用パーツである「インテリアミネーション」、「フロントウィンドウグリーンガラス」、快適装備である「シート&ステアリングヒーター」など、走行性能や公務には一切寄与しないオプション品が公金で支払われている。これらは、リース終了後の市場価値を高めるための「私的な磨き上げ」である。

スポーツカー特有の維持費増大については、当該車両の専用スポー

ツタイヤや高性能ブレーキパッド、大口径ディスク、専用エンジンオイル等の交換費用は実用車よりも高額である。これら「競技用性能を維持するための高額なコスト」を、法第2条第14項が定める「最小の経費」という原則を完全に無視して県民に負担させている。

本件は、最高裁まで争われ確定した、平成28年（行ウ）第2号 さいたま地裁「政務活動費返還請求等事件」判決の趣旨を完全に無視している。この判例の趣旨は、「公金を使って議員個人または親族が実質的な資産を得ることは違法である」という点にある。

最高裁判決の重みについてだが、さいたま地裁において、「リース期間終了後に残価を清算せず、車両を実質的に議員側の所有とする契約構造は違法である。」との判断が下され、その後最高裁においてもこの司法判断は確定している。

最高裁まで争われた判例を実務に反映せず、依然として「残価の清算：無」という違法スキームを放置し続けているのは、埼玉県行政の著しい怠慢であり、法治主義の放棄である。知らなかったでは済まされない。

議長職という立場による特権意識についてだが、当該契約締結時、齊藤議員は「埼玉県議会議長」という議会の最高責任者の地位にあった。議会のルールを正し、公金の適正運用を監督すべき立場の人間が、自ら違法性の高い契約の最大受益者となっていた事実は、「議長であれば特別扱いが許される」という特権意識の現れであり、断じて看過できない。

「GRヤリス」はスポーツカーという性質上、一般的な実用車に対して市場価値が極めて落ちにくい（高いリセールバリューを有する）。

利得の構造については、新車車両価格265万円に対し、私的オプション品および高額なメンテナンス維持費により、リース総額は約116万円増の3,817,440円に達している。県民に381万円もの多額の公金を支払わせ、最高ランクの消耗品を用いてコンディションを維持し、リース終了後に「市場価値をそれなりに有する資産」を無償で手に入れている。

所有権帰属の原則についてだが、本来、リース料のほぼ全額を県民が支払ったのであれば、リース終了後の車両本体、あるいはその車両が有する市場価値（残価）は、支払者である埼玉県に帰属すべきである。これを県に返還せず、齊藤議員個人が独占し続けることは、県

に対する明白な背任行為である。

最高裁まで争われた判例すら無視し、「ガイドラインがないから何でも車種は許される」と強弁する態度は、県民に対する背信行為の極みである。

不当に支出された公金（または実用車との差額）の全額返還勧告についてだが、私的資産形成のためであり、政務活動費として一切認められるべきではない。

市場価値を維持する資産を県に帰属させない「残価清算なし」契約の全面禁止と、議会全体に対する全件調査を希望する。

以上、県民の監視の目に耐えうる厳正な判断を強く求める。

（２）議会事務局の陳述の要旨

令和８年２月４日、法第242条第８項の規定に基づき、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、請求人の希望により請求人は立ち会っていない。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、平成12年に制度化されたものである。

平成24年9月に名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなり、現在は、会派又は議員が行う調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する旨が、法第100条14項に規定されている。

これに伴い、平成25年3月、従来の条例等を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」（以下「規程」という。）、「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）に改正し、平成25年度交付分から適用している。

政務活動費は、条例により月額50万円に、議長に届出のあった会派の所属議員の数を乗じて得た額を、四半期ごとに会派に交付している。

会派の代表者は、政務活動費を充当した経費について、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書と領収書等の証拠書類の写

を議長に提出することが義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例及び規程に定める手続に従っているか、運用指針に定める政務活動費を充当する際の基本的な原則、留意事項に合致しているかを書面で審査し、十分に確認できないものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続を行っている。

小島議員分について請求人は、令和4年に締結されたリース契約の全期間のリース料を不当と主張しているが、令和4年度及び令和5年度に支出された分については、法第242条第2項に規定する期間を経過しているため請求することができないものとする。

次に、政務活動費支出の妥当性について、まず、条例では、政務活動費に充てることができる経費として交通費を定めており、運用指針では、交通費の主な例として自動車リース代を挙げている。また、運用指針の留意事項では、リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できないこと、任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できないこと、の2点を定めている。

請求人は、「装飾パーツ代、高級グレード加算分、および親族会社への過剰な手数料等の全額」を不当と主張しているが、装飾パーツ代等を制限する規定はなく、リース契約は当該車両のリース相場の額で締結されていることを議員本人に確認している。また、提出された政務活動費支出証明書には、リース期間終了後、所有権を移転しない契約であることが明記されている。

また、請求人は、「親族への利益還流を招く支出を差し止める是正措置」を求めている。

運用指針では、政務活動費を充当する際の基本的な原則として、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要することを定めているが、禁止しているものではない。

以上のとおり、本住民監査請求に係る支出は、会派から提出された証拠書類について書面審査を行い、条例、規程、運用指針の定め合致し

ていることを確認していることから適正と判断しているところである。

なお、政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁の平成21年12月17日判決では、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることを収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

政務活動費制度は、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度であり、請求人が請求する「厳格な運用指針（ガイドライン）を策定することを求める」ことについて言及する立場にないものとする。

最後に、請求人は、「法的責任の追求および刑事告発」を求めているが、今まで述べてきたとおり不当な支出等はないため対応は不要と考えている。

次に、齊藤議員分について、請求人は、同様に「過剰なオプション代、スポーツカー選択による超過分等の全額」の不当な支出の返還請求、「厳格なガイドラインを策定すること」、「法的責任の追求および刑事告発」を求めているが、小島議員分と同様の理由で支出は適正であり、講ずべき必要な措置はないものと考えている。また、請求人は、「車両の所有権移転状況を精査し、公金による私的資産形成の事実が確認された場合、不当利得としてその全額の返還を請求すること」を求めている。

先ほど述べたとおり運用指針の留意事項は、リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できないことを定めており、改めて議員本人にリース期間満了後に車両を返還することを確認している。

4 実地監査

議会事務局から本件の関係書類の提出などを受け、政務活動費交付の審査、支出の手続などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

本県の政務活動費は、条例第3条、第4条、第6条により月額50万円に、議長に届出のあった会派の所属議員の数を乗じて得た額を、四半期ごとに各会派に交付している。また条例第7条により会派の代表者は、政務活動費を充当した経費について、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することを義務付けられている。

議会事務局は、会派から提出された証拠書類が、条例及び規程に定める手続に従っているか、運用指針に定める政務活動費を充当する際の基本的な原則、留意事項に合致しているかを書面で審査し、十分に確認できないものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。会派の収支に残余金が生じた場合は、条例第8条により返納手続を行っている。

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により、次の事実を確認した。

(1) 小島議員の車両リース契約について

ア 議員の政務活動に係る契約に見積り合わせ等の比較検討を義務付ける規定はなく、当該車両のリース月額についても、同車種のリース月額との比較や同一会派の自動車リース代の平均月額と比較しても特段高額とは認められない。また支出証明書添付書類によると、有限会社コジマガレージは代理店として記載されており、契約の相手方は株式会社オリコオートリースである。

イ 条例、規程、運用指針には自動車リース契約におけるグレード、各種オプションを制限する規定はない。

ウ 政務活動費支出証明書に「リース期間終了後、所有権が移転しない契約」と明記してある。

(2) 齊藤議員の車両リース契約について

ア 条例、規程、運用指針には自動車リース契約における車種を制限する規定はない。

イ 条例、規程、運用指針には自動車リース契約における各種オプション、装備等を制限する規定はない。

ウ 当該リース契約終了時点で、所有権移転していないことを確認した。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 小島議員の車両リース契約について

ア 請求人は、「実子が代表を務める会社に対し、比較検討（相見積もり）を行うことなく高額な契約を結び、親族に公金を還流させている。」と主張する。

しかしながら、比較検討（相見積もり）は議員の政務活動における契約に義務付けられておらず、またリース代も他の議員の自動車リース代やリース料金の相場と比較して特別高額であるとまではいえないため、請求人の主張には首肯できない。

イ 請求人は、トヨタ・プリウス PHV のグレードや各種オプションについて、議員の調査研究活動に不要なものであり、それを公金で賄うことは「必要最小限の原則を逸脱している」と主張する。

しかしながら、運用指針には自動車リース代について、資産形成につながるリース期間終了後の所有権移転と任意保険料や事故修理費用への充当の制限のみが規定されており、リース対象車両の車種や各種オプションについての規定はない。そのため、基本的な原則として定められている「社会通念上妥当な範囲」であるかどうかだけが唯一の判断基準となる。それは一般県民の視点から客観的に見て、社会通念上妥当、すなわち常識の範囲にあるかどうかであり、実際に議会事務局でも超高級外車のような場合は妥当性を欠くと判断するとしている。また、オプションについては車種・グレードにより同じものが標準装備となったり、追加装備となったりするため、車両と切り離して個別に判断することは適当でなく、オプションを含めた車両全体として判断すべきである。その上でトヨタ・プリウス PHV・A プレミアムは本件オプションを装着したとしても、市販されている乗用車の中で格別豪華で高価なものでもなく、社会通念上の妥当性を欠くとまでは言えない。

ウ 請求人は、当車両リース契約について「市場価値より低い残価設定等により、リース期間終了後に当該車両を安価に親族会社へ取得させ、転売利益を得させることを目的とした契約（背任行為）の疑いがある」と主張する。

しかしながら、政務活動費支出証明書に「リース期間終了後、所有権が移転しない契約」と明記されており、請求人の主張には理由がない。

(2) 齊藤議員の車両リース契約について

ア 請求人は、当該車両について、3ドアのスポーツカーであり政務活動における実用性が欠如しているため、議員活動に不向きであり、社会通念上公金支出対象としての妥当性を欠くと主張する。さらに当該車両の各種オプションや消耗品について、公務の遂行に寄与しない「個人の快適性・趣味」のための装備であると断じ、これらを公費で賄うことが「裁量権の逸脱・濫用」とであると主張する。

しかしながら、車両の妥当性については(1)イで述べたとおりである。トヨタ・GRヤリス・RSは、その開発目的はともかく、公道走行可能な乗用車として市販されているものであり、本件オプションを装着したとしても、市販されている乗用車の中で格別に豪華で高価なものではなく、社会通念上の妥当性を欠いているとまでは言えない。

イ 請求人は、当該車両のリース契約について、残存価格に「残価の清算無」と記載されていることをもって、「リース契約終了後に所有権を齊藤議員（または関係者）に移転する可能性」があり、私的財産形成の疑いが濃厚であり違法であると主張する。

しかしながら、残存価格の有無と、所有権が移転するか否かは直接関係がなく、当該リース契約終了時点で、所有権は移転していないことを確認したため、請求人の主張には理由がない。

以上

資料

埼玉県職員措置請求書

埼玉県知事(委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

・ 誰が(請求の対象職員等)

埼玉県知事(および支出を承認した関係職員)

・ いつ、どのような財務会計行為を行っていたのか

令和4年4月8日付で、埼玉県議会小島信昭議員(以下「小島議員」)が自身の息子が代表を務める「有限会社コジマガレージ」を代理店として締

結した、トヨタ・プリウス PHV(最上級グレード「A プレミアム」、フルオプション仕様)の車両リース契約(5年・60回払い、月額86,350円、総額5,181,000円)について、そのリース料を政務活動費から現在も継続的に支出している行為。

・その行為はどのような理由で違法又は不当なのか

(1)利益相反および公金還流の疑い：小島議員本人が居住する住所に登録され、かつ実子が代表を務める会社に対し、比較検討(相見積もり)を行うことなく高額な契約を結び、親族に公金を還流させている。単なる「高い買い物」を超えた、極めて悪質な公金還流システムと言える。

(2)支出の妥当性の欠如：議員の調査研究活動に不要な「A プレミアム最上級グレード」、モデリスタ製の「エアロパーツ」「18インチアルミホイール」およびホイール交換に伴う本来必要のなかった「タイヤ」等の装飾品、嗜好性の高いオプションを公金で賄っており、必要最小限の原則を逸脱している。

(3)不当な利益供与の設計：市場価値より低い残価設定等により、リース期間終了後に当該車両を安価に親族会社へ取得させ、転売利益を得させることを目的とした契約(背任的行為)の疑いがある。換言すれば、公金でカスタム費用を全額負担させた「極上の1台」を親族が安く手に入れ、市場価格で転売することで、リース料の利益+転売の利益という「二重取り」を完成させた疑いがある。

・その結果どのような損害が埼玉県に発生したのか

月額86,350円のリース料は非常に高額であり、通常の議員活動に必要な車両リースの相場を大幅に超過するリース料の支払いを継続しており、本来支出する必要のない公金(埼玉県予算)が不当に支出され、県に多大な損害を与えている。

・どのような措置を請求するのか

(1)当該車両リース契約に係る政務活動費支出の妥当性について厳格な監査を実施すること。

(2)不当と認められる支出(装飾パーツ代、高級グレード加算分、および親族会社への過剰な手数料等)の全額を、小島議員に対し返還請求すること。

(3) 今後、親族への利益還流を招く支出を差し止める是正措置を講じること。

(4) 制度の不備を是正するための具体的ガイドラインの策定今後の再発防止策として、以下の事項を含む厳格な運用指針(ガイドライン)を策定することを求める。

- ・ 車種・グレードの制限：政務活動に真に必要な範囲を超えた高級車(最上級グレード等)の禁止。
- ・ オプション品の除外：エアロパーツ、高価なホイール等の装飾・嗜好品の公金支出禁止の明文化。
- ・ 支出上限額の設定：埼玉県内における一般的な車両リース相場を基準とした、政務活動費からの支出上限額の設置。
- ・ 親族取引の禁止：議員の親族またはその支配下にある法人への公金支出の禁止、または特別な理由がある場合の公開義務化。

(5) 法的責任の追及および刑事告発：本件は単なる不当支出にとどまらず、公金を用いた親族会社への「公金還流」の疑いが濃厚である。したがって、県に損害を与えたことに対する背任罪または受託収賄罪の成立も視野に、埼玉県として警察・検察当局への刑事告発を含む厳正な法的処置を講じることが検討すること。

・「損害」の考え方

本来は2～3万円で済むリース代を、身内の会社を通すことで5万円以上上乗せして支払い続けている。この差額×60ヶ月分が、県が本来支払う必要のなかった確定的な損害である。

2 請求者

住所 (省略)

氏名 (省略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和8年1月13日

埼玉県監査委員(あて)

埼玉県知事(委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

・ 誰が(請求の対象職員等)

埼玉県知事(および支出を承認した関係職員)

・ いつ、どのような財務会計行為を行っていたのか

リース料支払い明細書(2021年2月5日発行 支払い2025年1月まで)。
埼玉県議会 齊藤邦明議員(以下、齊藤議員)が、株式会社セディナオートリースと締結した「トヨタ・GRヤリス(グレード:RS)」の車両リース契約(契約期間:48ヶ月、月額リース料:79,530円)に基づき、そのリース料を「政務活動費」として支出していた行為。

・ その行為はどのような理由で違法又は不当なのか

(1)車種選定の著しい不当性:当該車両(GRヤリス)はモータースポーツ参戦を主眼に開発された3ドアのスポーツカーであり、後部座席の乗降性や積載能力が極めて低い。議員の調査研究、陳情対応、資料運搬といった「政務活動」における実用性が著しく欠如しており、「議員活動」には不向きである。よって、社会通念上、公金支出の対象として妥当性を欠く。

(2)公務に関係のない過剰なオプション支出:契約内容には「インテリアミネーション」「特別仕様カラー(プレシヤスブラックパール)」「シートヒーター」等の嗜好性の高いオプションが含まれている。さらにフルメンテナンス契約:「(10)リース料に含まれる費用」にメンテナンスが含まれているが、スポーツカー特有の高額な消耗品(ハイグリップタイヤや高性能ブレーキなど)の費用が公金で賄われている可能性があり、これらは公務の遂行に一切寄与しない「個人の快適性・趣味」のための装備であり、これらを公金で賄うことは、地方自治法が求める「最小の経費で最大の効果」の原則に反し、裁量権の逸脱・濫用である。

(3)私的資産形成の疑い:「残価の清算:無」と記載されています。これは「クローズドエンド契約」と呼ばれ、リース終了後に所有権が齊藤県議(または関係者)に移転する可能性は十分にある。GRヤリスのような「リセールバリュー(再販価値)」が高い車両を公金リースし、終了後に議員

個人や関係者が安く買い取るスキームである疑いがある。

希少性が高く中古車市場での価値(リセールバリュー)が維持されやすいスポーツカーに対し、公金で多額のリース料(車両代金の大部分)を支払い、かつ高額なオプションを付帯させる行為は、リース終了後に議員個人や関係者が当該車両を安価に取得・転売することを可能にする「私的資産形成」への加担の疑いが濃厚である。これは、さいたま地裁(平成29年8月30日)等の判例が禁ずる資産形成目的の支出にあたり違法である。

・その結果どのような損害が埼玉県に発生したのか

議員活動に本来必要な実用車のリース相場(月額2～3万円程度)を大幅に超過するリース料を支出し続けており、その差額分および公務に関係のないオプション経費相当額について、埼玉県に損害を与えている。

・どのような措置を請求するのか

- (1)当該車両リース契約に係る政務活動費支出の妥当性について厳格な監査を実施すること。
- (2)不当な支出(過剰なオプション代、スポーツカー選択による超過分等)の全額を、齊藤邦明議員に対し埼玉県へ返還請求すること。
- (3)今後の是正措置として、政務活動費による車両支出に関し、スポーツカー等の嗜好性の高い車種の禁止、および装飾的オプションの支出除外を明文化した厳格なガイドラインを策定すること。
- (4)本件契約終了後における当該車両の所有権移転状況を精査し、公金による私的資産形成の事実が確認された場合、不当利得としてその全額の返還を請求すること。
- (5)法的責任の追及および刑事告発:本件は単なる不当支出にとどまらず、転売利益や私的取得を見越した「私的資産形成」が行われている疑いがある。については、監査の結果その事実が確認された場合、県に損害を与えたことに対する背任罪の成立も視野に、埼玉県として警察・検察当局への刑事告発を含む厳正な法的措置を講じることを検討すること。

(特記事項)

- ・「残価の清算:無」という形式を隠れ蓑にし、リース終了後に議員本人が優先的に買い取る「実質的な割賦販売(ローン)」ではないか。

- ・リース期間終了後の車両の行方（売却先・取得者）を特定し、公金によって蓄積された車両価値が個人に還流していないか。

リース期間中に公金で代金の大部分を支払い、終了時に議員個人や関係者が「著しく有利な条件」でその車を取得できる状態にあるならば、それは「将来の私的資産形成を目的とした公金支出」として疑うべきである。

2 請求者

住所 （省略）

氏名 （省略）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 8 年 1 月 13 日

埼玉県監査委員(あて)

事実証明書

- 1 政務活動費 支出証明書（整理番号 22）
- 2 政務活動費 支出証明書（整理番号 56-1）

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年三月十三日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐野 元彦

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持ち込みをしてはならない。

二 指示期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年三月十三日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐野 元彦

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで